新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等の臨時的な取扱い等について

　国による緊急事態宣言後の対応につきましては、国・県の通知に則って対応しますが、以下に具体的な市の方針を示しますのでご確認をお願いします。対応期間は当面の間とし、今後の状況により期間や内容等を見直す場合には再度通知します。

１　入所施設、居住系サービスまたは訪問系サービス

　　○「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和２年４月７日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を踏まえ、感染拡大防止の取り組みを行った上で、事業継続に努めてくださいますようお願いします。

２　通所又は短期入所等サービス

　　○在宅で過ごすことが可能な方については、当該利用者・保護者の意向を十分に確認の上で利用を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討してください。その上で、通所が必要な利用者については事業所においてサービス提供ができるよう体制を整えてくださいますようお願いします。

　　○在宅での支援を行う場合は、報酬算定を可能といたしますので、事前に本市福祉課まで、連絡いただきますようお願いします。その際、本人・保護者の同意が得られるよう丁寧な説明を行ってください。なお、サービス提供については記録（個別支援計画・支援内容等及び対象利用者が分かる一覧等）を残していただき、後日提出を求められた際には提出できるよう整理をお願いします。

　　○今後、著しい感染拡大が見られた場合には、市及び相談支援事業所等との一層の連携のもと、適切なサービス提供の確保に努めてくださいますようお願いします。

３　就労系サービス

　　○在宅で過ごすことが可能な方については、当該利用者・保護者の意向を十分に確認の上で利用を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討してください。その上で、通所が必要な利用者については事業所においてサービス提供ができるよう体制を整えてくださいますようお願いします。

　　○在宅での支援を行う場合は、報酬算定を可能といたしますので、事前に本市福祉課まで、連絡いただきますようお願いします。その際、本人・保護者の同意が得られるよう丁寧な説明を行ってください。なお、サービス提供については記録（個別支援計画・支援内容等及び対象利用者が分かる一覧等）を残していただき、後日提出を求められた際には提出できるよう整理をお願いします。また、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第３報）」（令和２年３月９日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に添付の「就労移行支援、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の５の(３)「在宅において利用する場合の支援について」を参考としてください。ただし、イの「１日２回は連絡」については本人等の状態に応じて「１日１回以上は連絡」とします。運営規定への明記、オ、カについては、算定要件とはいたしません。

　　○今後、著しい感染拡大が見られた場合には、市及び相談支援事業所等との一層の連携のもと、適切なサービス提供の確保に努めてくださいますようお願いします。

４　計画相談支援

　　○令和２年２月２５日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡により、在本来対面で行う聞き取りについては電話等での聞き取りによって計画案、計画、モニタリングを作成することを可能とする柔軟な取り扱いが可能となっています。

○また、４月１４日付け本市事務連絡においてお示ししましたが、計画案、計画、モニタリングへの同意署名は郵送によるやり取りで実施してください。本人の状態により郵送でのやり取りに支障がある場合は、電話等によるやり取りの中で計画案、計画、モニタリングの内容について同意を得たうえで、その旨を記載するようお願いします（例「新型コロナウイルス感染症防止のため、○月△日、電話で本人に内容説明し同意を得た。」など）。なお、この取り扱いについては、期間を令和２年５月末までとします。延長する場合には再度通知します。

５　その他

　　　　**〈参考〉**

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時

的な取扱いについて（第３報）（令和２年３月１０日付厚生労働省社会・援護局障害

保健福祉部障害福祉課事務連絡）」

|  |
| --- |
| 問２ 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合であって、利用者の居宅等においてできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。 |

（答）

本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定さ

れないが、今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることか

ら自主的に休業することとした場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ報告し

た上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を

行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提

供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。

なお、事業所から市町村への休業する旨の報告は、事前に行われることが望ましい

が、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではない。